

当座勘定規定（一般当座用） 新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改正後	現 行
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>③ 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u></p> <p>A <u>届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u></p> <p>B <u>小切手を使用する方法。</u></p> <p>④ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① ～②（同左）</p> <p>③ 当座勘定の払戻し<u>の場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p>④ <u>（新設）</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>① ～④（同左）</p>

<p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前 2 項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</p> <p>⑤ <u>払戻請求書の交付請求があつた場合には、必要と認められる範囲内で当組合所定の同請求書を交付します。</u></p> <p>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</p> <p>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>⑤ <u>手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>⑥ ~⑦ (同左)</p>
<p>第 12 条 (手数料等の引落し)</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、<u>小切手または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとしします。</p>	<p>第 12 条 (手数料等の引落し)</p> <p>① 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとしします。</p>

<p>② 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当組合所定の手続をしてください。</p>	<p>② (同左)</p>
<p>第 13 条 (支払保証) 小切手の支払保証はしません。</p>	<p>第 13 条 (支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>
<p>第 16 条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</p>	<p>第 16 条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② ~③ (同左)</p>

令和 8 年 4 月 1 日 改正
以上